

第 2 7 号議案関係資料

ごみ処理事業の取扱いについて

平成 1 5 年 6 月

鹿児島地区合併協議会

(様式1)

事務事業現況調査総括表

(16) ごみ処理事業

環境専門部会

番号	事務事業名	鹿児	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
1	ごみ処理手数料(有料指定袋)	×						B	
2	家庭ごみの分別品目数							B	
3	家庭ごみの収集回数							B	
4	家庭ごみの収集形態							A	
5	粗大ごみ収集			×				B	
6	家庭ごみステーションボックス設置補助事業	×		×				B	
7	事業所ごみの収集形態	×	×		×	×		B	
8	事業所ごみの多量排出事業所指導			×				B	
9	一般廃棄物の焼却処理体制							B	
10	一般廃棄物の埋立処分体制							B	
11	一般廃棄物埋立処分場跡地の管理							A	
12	資源物の処理体制							A	
13	ごみの分別収集推進PR事業							B	
14	ごみの減量化・資源化啓発事業		×	×		×		B	
15	まち美化活動の支援事業							B	
16	生ごみ処理機器設置費補助事業							B	
17	資源物回収活動補助事業				×			B	
18	一般廃棄物収集運搬業の許可事務							B	
19									
20									

番号	事務事業名	鹿児	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

(16) ごみ処理事業

環境専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
1 ごみ処理手数料 (有料指定袋)	該当なし。	指定している。 燃やせるごみ 27円・16円 燃やせないごみ 30円・20円 缶・びん・ペットボトル 25円・20円	指定している。 可燃ごみ 40円・20円・12円 不燃ごみ 40円・20円 資源ごみ 50円・25円・20円	指定している。 燃えるごみ 15円 燃えないごみ 18円 資源ごみ 18円・15円
2 家庭ごみの分別品目数	13分別	9分別	9分別	10分別
3 家庭ごみの収集回数	もやせるごみ 週2回 もやせないごみ 週1回 缶・びん 月2～3回 ペットボトル 月2～3回 新聞・チラシ 月2～3回 段ボール 月2～3回 雑誌類 月2回 紙箱・包装紙 月2回 衣類 月2回 プラスチック容器類 週1回 紙パック 月1回 乾電池 月1回 蛍光灯 月1回	燃やせるごみ 週2回 燃やせないごみ 月2～3回 缶 月1回 びん 月1回 ペットボトル 月1回 新聞紙・チラシ 月1回 ダンボール 月1回 雑誌・コピー用紙 月1回 封筒・箱類 月1回 飲料用紙パック 月1回	燃やせるごみ 週3回 その他プラスチック類 月6回 びん・ガラス 週1回 缶類・金属類 週1回 ペットボトル 週1回 古紙類(新聞・チラシ) 週1回 古紙類(段ボール) 週1回 古紙類(雑誌類) 週1回 プラスチック容器類 月6回	燃えるごみ 週2回 燃えないごみ 月1回 缶・びん 月2回 新聞紙・チラシ 月1回 段ボール 月1回 雑誌 月1回 紙箱等 月1回 牛乳パック 月1回 ペットボトル 月1回 発泡スチロール 月1回
4 家庭ごみの収集形態	直営 パッカー車 57 平ボディ車 1 一部委託 22社 パッカー車 38 平ボディ車 0	全町域委託 3社 パッカー車 7 平ボディ車 0	全町域委託 1社 パッカー車 2 平ボディ車 1	全町域委託 2社 パッカー車 3 平ボディ車 3

(様式2) その2

(16) ごみ処理事業

環境専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
指定している。 燃やせるごみ 31円・15.5円 もやせないごみ 31円・15.5円 資源物 31円・15.5円	指定している。 もやせるごみ 50円 もやせないごみ 40円 資源物 30円	吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町のみ。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 (家庭ごみの収集は無料とする。)
8分別	13分別	ごみ・資源物の分別品目数が異なる。	合併時に鹿児島市の制度(分別品目数)に統合する。
燃やせるごみ 週2回 燃やせないごみ 月1回 紙類 月1回 ビン 月1回 カン 月2回 ペットボトル 月2回 プラスチック容器類 週1回 有害ごみ 年2回 (乾電池、蛍光灯、かがみ、水銀体温計)	もやせるごみ 週2回 もやせないごみ 月1回 缶 月1回 びん 月1回 ペットボトル 月1回 紙パック 月1回 新聞・チラシ 月1回 段ボール 月1回 雑誌・本 月1回 布類 月1回 廃プラスチック類 週1回 発泡スチロール・トレイ (白色のみ) 月1回 有害ごみ 月1回 (蛍光管、かがみ、乾電池)	収集回数が異なる。	合併時に鹿児島市の制度(収集回数)に統合する。
全町域委託 2社 パッカー車 7 平ボディ車 4	全町域委託 1社 パッカー車 2 平ボディ車 1	直営があるのは鹿児島市のみ。	現行どおりとする。 (5町は委託とする。)

行政制度等の調整方針(案)

(16) ごみ処理事業

環境専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
5 粗大ごみ収集	戸別収集 (電話申込受付)	ステーション収集 (年2回)	該当なし。	ステーション収集 (可燃、不燃で排出)
6 家庭ごみステーションボックス 設置補助事業	該当なし。	工事費の2/3 上限 5万円	該当なし。(ボックスを町が設置。)	工事費 上限 10万円 (衛生自治協会による補助)
7 事業所ごみの収集形態	行政収集はしない。 許可業者 279社	鹿児島市に同じ。 許可業者 3社 (家庭ごみ委託業者と同様)	多量排出事業所を除き、行政収集を行う。 許可業者 0社	鹿児島市に同じ。 許可業者 4社
8 事業所ごみの多量排出 事業所指導	多量排出事業者を対象に、減量化・資源化の啓発・指導を行っている。	多量排出事業所への指導を実施している	該当なし。	1日平均排出量30kg以上の事業所に対しては自己処理(運搬)するように指導している。
9 一般廃棄物の焼却処理 体制	北部清掃工場 450 トン/日 南部清掃工場 300 トン/日 焼却灰は横井埋立処分場へ	姶良郡西部衛生処理組合 吉田清掃センター 50 トン/日 焼却灰は県外の民間業者へ	桜島町クリーンセンター 10 トン/日 焼却灰は県外の民間業者へ	喜入町クリーンセンター 15 トン/日 焼却灰は県外の民間業者へ

(様式2) その2

(16) ごみ処理事業

環境専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
戸別収集 (日置塵芥処理組合が収集) (電話申込受付)	戸別収集 (日置塵芥処理組合が収集) (電話申込受付)	鹿児島市、吉田町、喜入町、松元町及び郡山町のみ。 (桜島町のみ行政収集していない。)	合併時に鹿児島市の制度(戸別収集)に統合する。
材料費 上限 5万円	工事費 上限 5万円	吉田町、喜入町、松元町及び郡山町のみ。 (鹿児島市は補助していない。桜島町は町が設置している。)	吉田町、喜入町、松元町及び郡山町の補助事業は合併時に廃止し、合併する年度の翌年度に新たな制度を再編する。
鹿児島市に同じ。 許可業者 2社	桜島町に同じ 許可業者 4社	収集形態が異なる。 (桜島町、郡山町は行政収集をしている。)	合併時に鹿児島市の制度(行政収集はしない)に統合する。
1日平均排出量30kg以上の事業所に対しては自己処理(運搬)するように指導している。	1日平均排出量30kg以上の事業所に対しては自己処理(運搬)するように指導している。	鹿児島市、吉田町、喜入町、松元町及び郡山町のみ。 (桜島町では行っていない。)	合併時に鹿児島市の制度(事業所指導基準等)に統合する。
日置地区塵芥処理組合 クリーン・リサイクルセンター 81 トン/日 焼却灰は一部事務組合の埋立処分場へ	松元町に同じ。	焼却施設が独自施設であるか、共同施設であるかが異なる。 焼却灰の処理方法が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 (鹿児島市の北部・南部清掃工場で処理する。)

行政制度等の調整方針(案)

(16) ごみ処理事業

環境専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
10 一般廃棄物の埋立処分体制	管理型埋立処分場	安定型埋立処分場	吉田町に同じ。	吉田町に同じ。
11 一般廃棄物埋立処分場跡地の管理	7箇所 道路・法面の管理 水質調査 浸出水の処理	1箇所 道路・法面の管理 水質調査	1箇所 水質調査	吉田町に同じ。
12 資源物の処理体制	中間処理は直営・委託 資源化は指定法人ルート・独自ルート 中間処理 古紙類 } 民間 缶・びん } ペットボトル } リサイクル プラスチック容器類 } プラザ	中間処理は委託 資源化は鹿児島市に同じ。 古紙類 } 缶・びん } 民間 ペットボトル }	吉田町に同じ。	吉田町に同じ。
13 ごみの分別収集推進PR事業	ごみ出しカレンダーの作成・配布 (全戸) 28万枚 「家庭のごみ・資源物の正しい出し方」パンフレット作成・配布 分別収集違反シール	ごみカレンダーの作成・配布 (全戸 4,500戸) 古紙回収用紙ひもの配布 (全戸)	ごみ分別収集カレンダーの作成・配布 (全戸 2,300戸) 違反シール 広報紙への掲載	ごみ収集カレンダーの作成・配布 (全世帯 6,000枚) チラシの作成・配布(全世帯) 分別収集違反用紙 ごみステーションでの指導
14 ごみの減量化・資源化啓発事業	ごみ減量・分別説明会 社会科学習資料作成 ごみ減量化・リサイクル推進週間推進 キャンペーン ごみ減量化・資源化児童作品 コンクール ごみ減量ショー	該当なし。	該当なし。	市民団体の会合へ職員が出向き、分別説明を行う。

(様式2) その2

(16) ごみ処理事業

環境専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
鹿児島市に同じ。	鹿児島市に同じ。	管理型を使用しているのは鹿児島市、松元町、郡山町のみ。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 (吉田町、桜島町、喜入町の処分場は休止する。)
吉田町に同じ。	吉田町に同じ。	管理体制・方法が異なる。	現行どおりとする。
中間処理は一部事務組合・委託 資源化は鹿児島市に同じ。 古紙類 民間 缶・びん } ペットボトル } クリーンサイクルセンター プラスチック容器類 }	松元町に同じ。	中間処理の形態が異なる。	松元町、郡山町については、合併時に鹿児島市の制度に統合する。(直営と委託の併用) 吉田町、桜島町、喜入町については、現行どおりとする。
ごみ収集日程表の作成・配布 (全戸 5,500枚) チラシの作成・配布(全戸) 分別収集違反シール 公共施設へのポスター等の掲示	ごみ分別ポスターの配布 (全戸 3,200枚) 収集指定日一覧表の作成・配布 (全戸) 分別収集違反シール	PR方法が異なる。	合併時に鹿児島市の制度(事業内容)に統合する。
該当なし。	市民団体の会合へ職員が出向き、 分別説明を行う。 5.30清掃活動の呼びかけ	啓発への取組みが異なる。	合併時に鹿児島市の制度(事業内容)に統合する。

(16) ごみ処理事業

環境専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
15 まち美化活動の支援事業	市民団体が行う地域美化活動で集まったごみを運搬・処理することで、市民の自発的なまち美化活動を促進し、市民意識の啓発高揚を図っている。	ボランティア団体等で美化活動を実施する際、ごみ袋を支給している。	衛生協会から、自治公民館組織へごみ袋を支給している。	町内団体がボランティアで行う美化(清掃)活動で、各団体より要望があった場合、ごみ袋の支給やごみの収集・処理を行っている。
16 生ごみ処理機器設置費補助事業	電気式 購入価格の1/2 上限 25,000円 その他 購入価格の1/2 上限 3,000円	電気式 15,000 円 その他 購入価格の1/2	電気式 購入価格の1/2 上限 25,000円	電気式 購入価格の1/3 上限 30,000円 その他 3,000円
17 資源物回収活動補助事業	回収量補助 品目 補助単価 古紙類 6 円/kg 金属類 3 円/kg 古繊維類 3 円/kg 空きびん類 3 円/本 回数補助 (実施回数 - 1) × 3,000 円 上限 15,000 円	回収量補助 品目 補助単価 古紙類 5 円/kg 古布類 5 円/kg 古びん類 3 円/本 その他資源ごみ 3 円/本 回数補助 (実施回数 - 1) × 5,000 円 上限 20,000 円	回収量補助 品目 補助単価 古紙類 5 円/kg	該当なし。
18 一般廃棄物収集運搬業の許可事務	許可要件 ・法人であること。 ・市内に事務所・車庫があること。 ・指定する廃棄物のセミナーを修了していること。	許可要件 ・県内に事務所・車庫があること。	吉田町に同じ。	吉田町に同じ。

(様式2) その2

(16) ごみ処理事業

環境専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
地域・ボランティア等による清掃作業等については、町指定袋を無料提供している。また、クリーンリサイクルセンターへ直接搬入を行なうときは手数料を減免している。	公共の福祉に寄与すると認められるボランティア活動等で、町に登録した団体に対しごみ袋を支給している。	支援内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度(事業内容)に統合する。
電気式 購入価格の1/2 上限 25,000円	電気式 購入価格の1/2 上限 25,000円 その他 購入価格の1/2 上限 2,000円	補助内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度(補助内容)に統合する。
回収量補助 品目 補助単価 古紙類 4 円/kg 古布類 4 円/kg 古びん類 大1.5 円/本 古びん類 小1 円/本 アルミ缶 2 円/kg スチール缶 2 円/kg	回収量補助 品目 補助単価 古紙類 3 円/kg 古布類 3 円/kg 生きびん類 1.5 円/本	補助内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度(補助内容)に統合する。
吉田町に同じ。	吉田町に同じ。	許可要件が異なる。	合併時に鹿児島市の制度(許可要件)に統合する。